四十六　空き家対策に要する経費があること。

四十七　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

| 項目 | 額 |
|---|---|
| 道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務 | 一、九〇〇円 |
| 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務 | 一六、〇〇〇円 |

四十八　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

四十九　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

五十　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信及び移住体験の実施並びに受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

四十八　空き家対策に要する経費があること。

四十九　権限の移譲により実施する事務に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

国又は道府県からの権限の移譲により実施する事務について、次の表の上欄に掲げる事務の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

| 項目 | 額 |
|---|---|
| 道路運送法の規定による自家用有償旅客運送の登録等に係る事務 | 一、九〇〇円 |
| 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定による農地転用の許可等に係る事務 | 一六、〇〇〇円 |

五十　大学等との連携による雇用創出・若者定着の促進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第五十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

五十一　奨学金を活用した若者の地方定着促進に要する経費があること。

奨学金の返還を支援するために当該市町村が当該年度に支出した額（奨学金の返還を支援するために設置された基金へ当該年度に出えんした額を含む。）及び奨学金の返還支援の取組に係る広報活動に要する経費として当該年度に支出した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、〇・三）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円（住民基本台帳人口移動報告により二十歳から二十四歳までの人口が流入超過となつている道府県の区域内の市町村にあつては、当該額が六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

五十二　移住・定住対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　移住希望者等に対する情報発信、移住体験の実施及び移住者の受入環境の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　移住コーディネーター又は定住支援員の設置、移住希望者に対する相談対応等の実施及び移住者に対する支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額